

平成28年10月13日(木)

# 三条市食育の推進と農業の振興に関する計画 (主な取組の実施スケジュール)

福祉保健部健康づくり課  
経済部農林課

条例の基本理念の具現化（食と農が支える健幸なまち）

## 食育の視点

1 食を通じた健康づくり

(1) 望ましい食習慣の定着

ア 米飯食の推進

イ 共食の推進

ウ 食文化の伝承

(2) 食育推進機運の醸成

ア 食育推進への理解促進

## 食育と農業の視点

2 食と農で豊かな暮らしの実現

(1) 地産地消の推進

ア 地域農業への理解促進

イ 地場農産物の消費拡大

ウ 食文化の伝承（再掲）

(2) 農村環境の保全

ア 農業の多面的機能の理解促進

## 農業の視点

3 持続可能な農業基盤の確立

(1) 産業として成り立つ農業の確立

ア 価格決定力のある農業者の確保・育成

イ 利益を追求し雇用を生み出す持続可能な農業法人の確保・育成

(2) 地域農業の持続的発展

ア 多様な農業者の確保

イ 農業環境の変化に対応した営農体制の整備

ウ 農業生産基盤の維持・向上

# 1 食を通じた健康づくり (1) 望ましい食習慣の定着 ア 米飯食の推進

## 目的

市民の健全な食生活の実現に向け、栄養バランスが良く、昔から食べ続けられてきた米飯食を推進する。

## 指標(H26→H32)

- 朝食の主食に米飯を食べる人の割合
  - ・5歳児 57.8%→60%以上
  - ・小学5年生 62.1%→65%以上
  - ・中学1年生 59.8%→65%以上
  - ・40才以上 ※現状値はH28年度に調査
- 主食、主菜、副菜をそろえたお膳のかたちで食べる者の割合
  - ・5歳児 30.6%→35%以上
  - ・小学5年生 50.9%→55%以上
  - ・中学1年生 44.0%→50%以上
  - ・40才以上 82.8%→87%以上

## 主な取組

### 1 米飯を主食とした朝食習慣の啓発

事業名	平成28年度事業内容	実施主体
保育所食育推進事業	食育講座(全28回)や給食試食会での保護者講話において啓発する。	健康づくり課 子育て支援課(保育所) 小中一貫教育推進課(小学校)
学校食育推進事業	小5対象の食育講話(全21回)において、米飯を主食とした朝食習慣を啓発する。	
成人保健事業	特定健診結果説明会(全35回)や生活習慣病予防教室「食事編」(年3回)において米飯を主食とした朝食習慣を啓発する。	

### 2 和食の啓発

事業名	平成28年度事業内容	実施主体
市民給食試食会	試食会(年1回)の中でだしのとり方実演を行う。	健康づくり課 子育て支援課(保育所)
離乳食チャレンジ教室	教室(年12回)の中で、だしのとり方実演を行う。	
保育所食育推進事業	食育講座の調理実演の中でだしのとり方とだしを活用した献立を紹介する。	

### 3 地産地消推進店の活用(別紙詳細参考)

事業名	平成28年度事業内容	実施主体
地産地消推進店認定制度の活用	地産地消推進店が健康に関する情報に関心を持ち、啓発活動や健康食の提供に取り組めるよう、県の健康づくり支援店と連携して進める。また、農業者と連携して地元の旬の野菜を活用してもらえるよう事業者への働きかけを行う。	健康づくり課、農林課、県、農業者、事業者

## スケジュール

取組	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	取組の検証	平成32年度
	ア 米飯食の推進	1 米飯を主食とした朝食習慣の啓発 保育所食育推進事業 学校食育推進事業 成人保健事業				
	2 和食の啓発 市民給食試食会 離乳食チャレンジ教室 保育所食育推進事業					
	3 地産地消推進店の活用 モデル的に5店舗で実施		その他約20店舗への波及を図る			

# 1 食を通じた健康づくり (1) 望ましい食習慣の定着 イ 共食の推進

## 目的

眠育と絡めた生活リズムの改善による朝食習慣の定着や共食を推進する。また高齢者の生活の質を向上させるため、食文化をさらに伝えるために共食を推進する。

## 指標(H26→H32)

- 家族の誰かと一緒に食事する回数が週7回以上の児童生徒の割合
  - ・小学5年生、中学1年生
  - ※現状値はH28年度に調査
- 誰かと一緒に食事する頻度が週1日以上ある高齢者の割合
  - ※現状値はH28年度に調査
- 朝食欠食の割合
  - ・小学5年生 8.5%→5%以下
  - ・中学1年生 7.9%→5%以下

## 主な取組

### 1 高齢者への共食推進(別紙詳細参考)

事業名	平成28年度事業内容	実施主体
高齢者の共食推進事業	ふれあい・いきいきサロン、老人会、さんちゃん健康サークル等を対象に共食効果について周知し共食実施につなげる。	健康づくり課、高齢介護課、社会福祉協議会
	学校給食を活用した会食を定例実施につなげ、実施会場を拡大する。	健康づくり課、教育総務課
あさいちごはん事業	二・七の市に併せて、ステージえんがわで朝食を提供することで、気軽な外出や交流を促進する。	地域経営課

### 2 眠育と絡めた朝食における共食推進

事業名	平成28年度事業内容	実施主体
保育所食育推進事業	食育講座(全28回)や給食試食会での保護者講話において啓発する。	健康づくり課 子育て支援課(保育所)
学校食育推進事業	小5対象の食育講話、小5及び中1対象の食育授業において啓発する。	健康づくり課 小中一貫教育推進課(小中学校)
母子健診時の栄養講話	母子健診における集団栄養指導において啓発する。	健康づくり課、子育て支援課

### 3 多世代交流を通じた食文化の継承(別紙詳細参考)

事業名	平成28年度事業内容	実施主体
食文化伝承事業(教室)	食生活改善推進委員を食文化伝承のリーダーとして育成し、これまでの地区活動を活用し、親子での参加を促すことで、多世代交流につなげる。また、この活動を通じて地域の食材を活用していく。	食生活改善推進委員、健康づくり課、農業者

## スケジュール

イ 共食の推進	取組	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
		1 高齢者の共食推進事業	ふれあい・いきいきサロン、さんちゃん健康サークル112か所に対して働きかけを行う 地域交流施設での共食の取組拡大 あさいちごはん事業の実施			
2 眠育と絡めた朝食における共食推進	保育所食育推進事業					
	学校食育推進事業 母子健診時の栄養講話					
3 多世代交流を通じた食文化の継承	食文化伝承事業(育成)					
	食文化伝承事業(教室)					

取組の検証

# 1 食を通じた健康づくり (1) 望ましい食習慣の定着 ウ 食文化の伝承

## 目的

地域の食文化を継承するため、郷土料理等を指導できる人を育成する。また、子どもたちに対して、あらゆる場面を通じて食文化を継承していく。

## 指標 (H26→H32)

- 箸が正しく持てる児童の割合・5歳児
  - 郷土料理の指導者育成数
- ※現状値はH28年度に調査

## 主な取組

### 1 郷土料理の指導者育成

事業名	平成28年度事業内容	実施主体
食文化伝承事業(育成)	食生活改善推進委員を食文化伝承のリーダーとして、郷土料理の背景に関する知識はもちろん、食事マナーや和食文化についての知識を身につけるよう育成する。さらに郷土料理に関する情報を食生活改善推進委員等から収集し、資料集として積極的な活用を図る。	健康づくり課 食生活改善推進委員

### 2 保育所及び学校での和食の継承

事業名	平成28年度事業内容	実施主体
保育所食育推進事業	食育講座(全28回)において、保護者を対象にだしを使用したメニューを紹介する。食育巡回指導において子どもたちに対して食事マナーや箸の持ち方等を指導する。	健康づくり課、子育て支援課(保育所)
学校食育推進事業	小学校児童を対象に和食講話を実施する。	健康づくり課、小中一貫教育推進課(小学校)

### 3 米作りと稲作文化の継承

事業名	平成28年度事業内容	実施主体
生産者交流会	米作りの歴史や稲作文化の観点を取り入れ、地元農産物や農業者に対する児童生徒の理解を深め、感謝の念を醸成することを目的に、学校給食週間等の取組の一つとして、地元生産者との交流会を実施する。	小中一貫教育推進課(小中学校) 農業者 健康づくり課

### 4 多世代交流を通じた食文化の継承(共食の推進から再掲のため省略)

## スケジュール

ウ 食文化の伝承	取組	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	1 食文化伝承事業(育成)	食文化伝承事業(育成)	→	→	→	→
2 保育所及び学校での和食の継承	保育所食育推進事業	→	→	→	→	→
	学校食育推進事業	→	→	→	→	→
3 米作りと稲作文化の継承	生産者交流会	→	→	→	→	→

取組の検証

目的

食育が市民に浸透し効果的に推進されるよう、市、市民、事業者及び農業者等の各主体が積極的に情報交換し連携する。

指標(H26→H32)

- 健康的なメニュー提供や啓発に取り組んだ地産地消推進店数
- 主体的に食育に取り組んだ事業者の数(地産地消推進店、保育所及び学校等教育施設)

※現状値はH28年度に調査

主な取組

- 1 関係者との連携、協力体制の確立  
 保育所及び学校の食育担当者を対象とした研修会や連絡会を開催するとともに、食育に関係者を巻き込むため、あらゆる食育の取組場面に行政だけでなく、他団体等と積極的に連携していく。また、地産地消推進店や保育所及び学校を対象に実施予定の食育に関するアンケート調査結果をもとに、自ら食育に取り組むという意識を醸成していく。  
 実施主体:健康づくり課、子育て支援課(保育所)、小中一貫教育推進課(小中学校)、事業者、農業者
- 2 新たな視点での「食育の日」の活用  
 食育の日に具体的に取り組む内容を、食育メール、広報さんじょう、給食だより等で周知していく。また、スーパーマーケット等と連携して、店内表示や広告等で食育の日をPRしていく。  
 実施主体:健康づくり課、事業者
- 3 地産地消推進店の活用(米飯食の推進から再掲のため省略)

スケジュール

ア 食育推進への理解促進	取組	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	1 関係者との連携、協力体制の確立	関係者との打合せ	→	→	→	→
	食育に関するアンケート調査の実施	→	→	→	→	→
2 新たな視点での「食育の日」の活用	食育メール、広報特集、給食だより	→	→	→	→	→
	生産者交流会	→	→	→	→	→

取組の検証

## 2 食と農で豊かな暮らしの実現 (1) 地産地消の推進 ア 地域農業への理解促進

### 目的

地産地消を推進するため、消費者から地域農業に関する理解を深めてもらう。

### ○平成28年度実施状況

#### (1)プランターコース

- ・4月24日(日) ノノ木戸ポプラ公園、親子21組、さやえんどう
- ・6月19日(日) ノノ木戸ポプラ公園、親子23組、枝豆
- ・7月23日(土) 条南あおば公園、親子23組、ベビーリーフ
- ・予定11月12日(土) すまいるランド、いちご

#### (2)家庭菜園コース

- 8月20日(土)、栗林地内、7人、キャベツ

### 主な取組

#### 1 わたしも庭先生産プロジェクトの導入

事業名	平成28年度事業内容	実施主体
わたしも庭先生産プロジェクト	<p>消費者が生産者となって三条の農業・農産物を知ってもらうことをコンセプトにした、「わたしも庭先生産プロジェクト」を立ち上げ、消費者から農業体験を行ってもらう機会を創出する。</p> <p>消費者自ら自宅の庭先やベランダなどで実際に農産物を栽培し、自ら消費することで農業理解や地産地消を進める取組とする。</p> <p>加えて農産物の生産活動を通じ、三条産農産物のPRを図る。</p> <p>事業内容は2コースを設定</p> <p>(1)プランターコース:農地を持たない消費者を対象とした野菜づくり ⇒プランター等を活用し、えんどう、枝豆、いちご等の栽培を行う。 年2回、各20名:植付け指導、栽培指導</p> <p>(2)家庭菜園コース:家庭内での空地を利用した野菜づくり ⇒家庭菜園初心者10名程度:土作り、栽培指導、収穫体験、農業者との交流</p>	<p>農林課 市民、事業者、 農業者等</p>

### ○アンケート結果から抜粋

- ・家庭菜園に興味がある(39人/40人中)
- ・スーパーでの地産地消コーナーを知っている(18人/19人中)
- ・入手したい三条産農産物の情報(複数回答あり)  
生産者情報(8人)、生産履歴(1人)、購入場所(11人)、レシピ(10人)、陳列情報(2人)、加工品情報(3人)

### ○アンケートでの意見(抜粋)

- ・自分で育てた野菜から食育を考えるきっかけとなる
- ・違う野菜を植えたい(アスパラ、ミニトマト、花)
- ・家庭菜園を始めるきっかけとなった
- ・農業体験事業を続けてほしい
- ・田植えに参加したい
- ・季節の野菜を育てることを教えてほしい
- ・子供が興味を持ち、子供の新たな一面を見れた

### ○成果

- ・参加者に三条産農産物のPRや地産地消推進店の活用を呼びかけることができた。
- 今後の対応  
開催時期、場所、品種等を検証しながら実施する。

### スケジュール

ア 地域農業への理解促進	取組	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	わたしも庭先生産プロジェクト (1)プランターコース	植付け栽培体験	→			
	アンケート調査の実施	→				→
わたしも庭先生産プロジェクト (2)家庭菜園コース	農作物栽培指導	→				→
	収穫体験・生産者との交流会	→				→

取組の検証

## 2 食と農で豊かな暮らしの実現 (1) 地産地消の推進 イ 地場農産物の消費拡大

### 目的

地産地消を推進するため、三条産農産物の更なる普及と消費拡大を図る。

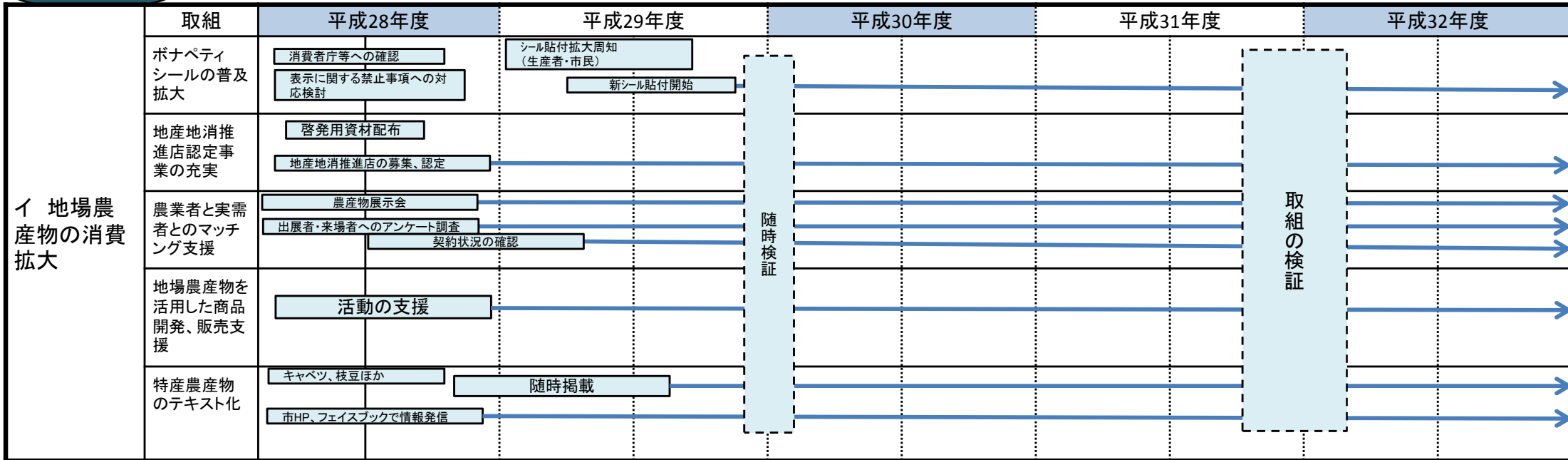
### 指標 (H26→H32)

- 特産農産物のテキスト数  
0品目 → 20品目
- 地産地消推進店登録数  
171店舗 → 220店舗
- 地場農産物の売上額  
(インショップ)  
1.3億円 → 1.4億円

### スケジュール

### 1 地場農産物の消費拡大

事業名	平成28年度事業内容	実施主体
ボナペティシールの普及拡大	ラベルシールの貼付対象を地場農産物のほかに漬物等の農産物加工品を加えることを検討する。 ⇒課題: 現行のボナペティシールには、「三条市産」と表記されている。これによって消費者は調味料・添加物を含めて全ての原材料が三条市産と誤認する人がいると推測される。不当景品類及び不当表示防止法(通称:景品表示法)によれば、消費者が誤認する標記であれば違法と認められることになる。 ※具体例: ×味噌【大豆・米(三条市産)、塩(県外産)、麴(市外産)】 ⇒検討結果: 現行のボナペティシールの「三条市産」の表記を「三条を召し上がれ!」に改めるなど、デザインを修正する。現在のシールの在庫状況に合わせ、次年度以降から実施する。	農林課、市民、事業者、農業者等
地産地消推進店認定事業の充実	地産地消啓発用資材を作成し、推進店(インショップ7店舗)に配布した。広報さんじょう、市ホームページで地産推進店認定事業の周知を行っている。	農林課、事業者、農業者等
農業者と実需者とのマッチング支援	農業者と飲食店などの需要者との商談の機会を創出するため、農産物展示会を開催した。(7月19日(月) 三条東公民館、出展農業者11人、来場者60人、次回予定10月17日(月) 三条東公民館)	農林課、市民、事業者、農業者等
地場農産物を活用した商品の開発、販売支援	山村活性化支援交付金事業を活用し、事業実施団体(協議会等)が行う地場農産物の加工品開発に伴う調査、販売促進のための調査等の取組を支援する。	農林課、事業者、農業者等
特産農産物のテキスト化の推進	地場農産物の消費拡大を図るため、農産物の特徴等を資料(テキスト)化し、市ホームページ、facebook(三条地産地消推進ルーム)で掲載した。	





### 3 持続可能な農業基盤の確立 (1) 産業として成り立つ農業の確立 ア 価格決定力のある農業者の確保・育成

#### 目的

将来展望の持てる農業経営の先進事例を創出します。

#### 指標(H26→H32)

○ 価格決定力のある農業者の確保数 0人→8人

#### 主な取組

### 1 三条市青年就農者育成等支援事業(別紙参考)

本事業支援対象者:国民(市内外を問わない)

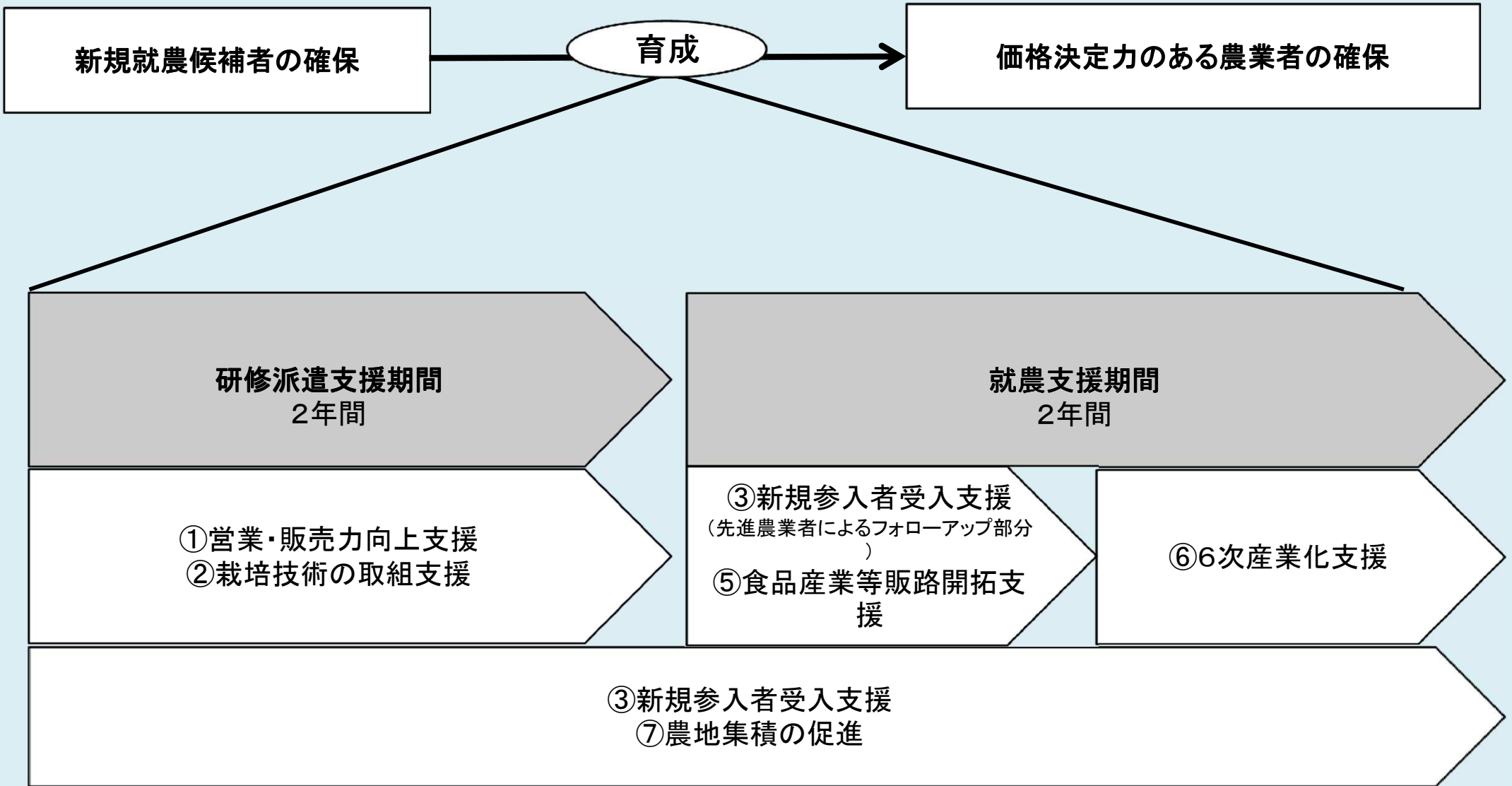
先進農業者 : (株)久松農園 久松達央 氏 茨城県土浦市  
 (有)トッピーバー 嶋崎秀樹 氏 長野県北佐久郡御代田町  
 ※研修先は上記2か所のいずれかを選択

主な取組	取組内容	市の支援(一部農業関係機関等による支援含む)	実施主体
①営業、販売力向上支援	先進農業者の指導により、顧客のニーズを満たすことができる営業・販売力の向上を支援	・先進農業者指導コンサル料支援 ・研修生の生活費240万円/年を2年間支援(要件を満たす者(※)は一部国補助活用)	市 事業者 農業者等
②栽培技術の取組支援	先進農業者の指導により、顧客の持つ特定のニーズ(例えば、有機農産物、高品質、めずらしい等)に対応できる栽培技術の取得を支援	・先進農業者指導コンサル料支援(再掲) ・研修生の生活費240万円/年を2年間支援(要件を満たす者は一部国補助活用)(再掲)	
③新規参入者受入支援	転入のための総合的支援(本市に転入した新規就農者を対象とした支援) 先進農業者による就農当初のフォローアップ支援	・転入受入地域との調整 ・住宅の斡旋(市地域経営課) ・先進農業者フォローアップコンサル料支援 ・国や地元農家による農産物生産技術等指導支援 ・就農後の生活費150万円/年を最長5年間支援(要件を満たす者は国補助活用)	
④価格決定力のある農業者の誘致	価格決定力のある農業者等を市内に誘致 ※新規就農者ではなく、すでに価格決定力のある農業者を市内へ誘致すること	・受入地域との調整 ・参入候補地調査、選定	
⑤食品産業等販路開拓支援	就農当初について生産した農産物等の販路確保を支援	・市内企業等への農産物の販路開拓	
⑥6次産業化の推進	農産物の加工等6次産業化の取組を支援(新規就農者の経営方向が6次産業化の場合に支援)	・農産物直売施設や加工施設・機器等の導入に当たり国・県補助事業の活用を支援	
⑦農地集積の促進	就農に当たり、農産物を生産するために必要な農地の確保を支援	・農産物を生産する農地の事前調査、地元地域や地権者との調整、農地確保を支援	

(※)「要件を満たす者」とは、国補助事業である青年就農給付金の対象となる要件を満たす者を言う。詳細は別紙参照

主な取組

1 三条市青年就農者育成等支援事業



【平成28年度実施状況】

成果等：先進農業者への派遣研修候補者を確保できていない。

取組：新規就農希望者等の参加する各種フェア等に出展、市内外の農業系学校にチラシ設置、SNSによる情報発信等

状況：本市の求める人材に情報が届いていない。フェア等で市町村ブースに来場する方は、農業を数ある職のうちの1つの選択肢として検討するために情報収集目的で訪れるケースが多く、農業研修を行って即専門的に農業を行うというような本市の求める人材は少ない。

3 持続可能な農業基盤の確立 (1) 産業として成り立つ農業の確立 ア 価格決定力のある農業者の確保・育成

スケジュール		取組	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
ア 価格決定力のある農業者の確保・育成	1 三条市青年就農者育成等支援事業	営業、販売力向上支援	支援開始		支援継続(1人当たり2年間)			
		栽培技術の取組支援	支援開始		支援継続(1人当たり2年間)			
		新規参入者受入支援				受入支援(派遣研修終了後随時)		
		価格決定力のある農業者の誘致				誘致の検討		
		食品産業等販路開拓支援				販路確保支援		
		6次産業化の推進					(新規農業者が推進する場合は支援)	
		農地集積の促進	農地確保支援				取組の検証	

目的

将来展望の持てる農業経営の先進事例を創出します。

指標(H26→H32)

○ 既存農業者の一番星育成数 0人→1人

主な取組

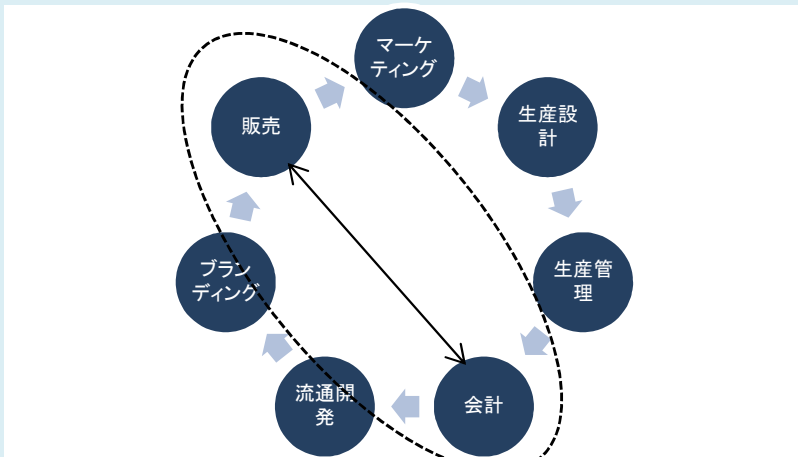
2 農業経営体質改善取組支援事業(別紙詳細参考)

主な取組	取組内容	市の支援	実施主体
既存農業者の一番星育成支援	一番星育成に向けた市内の既存の農業者の農業経営体質改善に向けた調査・研究や資質向上のための取組支援を行う。	・先進農業者指導コンサル料支援	市農業者等

市内の既存農業者

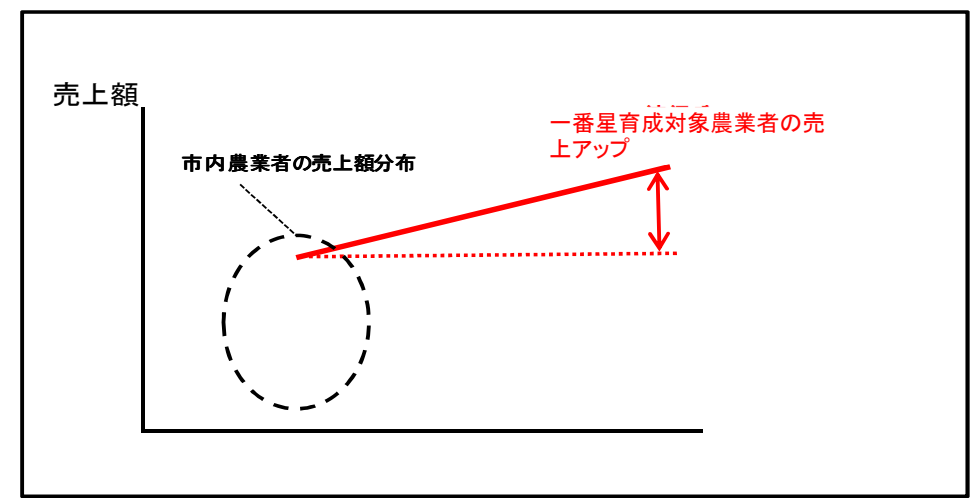
育成

本市の農業者の一番星に



先進農業者による農業経営改善を指導

(H28は農産物の直接販売における販売管理、会計処理面を改善)



H28は一番星を目指す農業者の売上向上を推進

【平成28年度実施状況】

成果等: 先進農業者を決定(久松農園)したことから、今後一番星候補者の募集をかける予定。

取組: 市内外の先進農業者を視察し、本市の一番星事業を説明。本市農業者の経営体質改善の取組に合致した先進農業者を決定

スケジュール

ア 価格決定力のある農業者の確保・育成	2 農業経営体質改善取組支援事業	取組 既存農業者の一番星育成	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
			講師決定	一番星公募・決定・事業開始	一番星育成対象者毎に講師選定	育成終了後、別の一番星対象者を公募して事業実施	

3 持続可能な農業基盤の確立 (1) 産業として成り立つ農業の確立 イ 利益を追求し雇用を生み出す持続可能な農業法人の確保・育成

目的

将来展望の持てる農業経営の先進事例を創出します。

指標(H26→H32)

○ 農業法人による新規雇用者数 0人→1人

主な取組

1 農業生産法人体質強化支援事業(別紙詳細参考)

主な取組	取組内容	市の支援(一部農業関係機関等による支援含む)	実施主体
農業法人の体質強化支援	先進農業法人の指導により、市内の既存の農業法人又は新規法人設立を目指す農業者が、利益を追求し従業員の雇用を行うことができる農業経営体質に強化するための取組を支援	・先進農業法人指導コンサル料支援	市 農業者等
農地集積の促進	法人の体質強化を図る上で、必要となる農地の確保を支援	・県の指導により、地域合意を踏まえた法人への農地集積活動を支援 ・市農業委員による農地の確保	
6次産業化の推進	法人の体質強化を図る上で、必要となる農産物の加工等6次産業化の取組を支援	・農産物直売施設や加工施設・機器等の導入に当たり国・県補助事業の活用を支援	市 事業者 農業者等
低コスト、省力化技術等の導入	農業法人の体質強化を進める上で必要な低コスト、省力化技術等の導入のための取組を支援	・県等の指導により、低コスト、省力化技術の導入支援 ・低コスト化等の推進に必要な農業用機械等の導入に当たり国・県補助事業の活用を支援	
食品産業等販路開拓支援	コンサルの一環として農産物販路開拓活動を支援	・先進農業者の指導に基づく販路開拓を推進	

【平成28年度実施状況】

成果等: 先進農業法人を調査中

取組: 市内外の先進法人を視察し、本市の法人体質強化事業を説明。先進農業法人に本市法人指導を依頼するも辞退された。

状況: 先進農業法人の辞退理由は、時期的に対応できないというものと、集落営農型法人の指導はできないというもの。



### 3 持続可能な農業基盤の確立 (2) 地域農業の持続的発展 ア 多様な農業者の確保

#### 目的

地域農業の持続的発展に向け、それに必要な農業者の確保、農地の維持、営農体制の整備を推進する。

#### 指標(H26→H32)

- 農業サポーター数 0人→20人
- 農業里親制度活用者数 0人→5人

#### 主な取組

#### ア 多様な農業者の確保(別紙詳細参考)

主な取組	取組内容	市の支援	実施主体
農業サポーター・農業里親制度の導入	・農業サポーター制度(三条市農業ボランティア事業) 農業ボランティアと農業ボランティアの受入農家をマッチングし、具体的に農業ボランティア活動を行う日程を調整等を支援	・事業委託料支援	市 農業者等
	・農業里親制度 新たに農家を目指す人(里子)と里子を受入れる農家(里親)をマッチングし、里子に対して農業技術の指導や農業機械・施設・農地の貸付を行う等により、農家を育成する取組を行う。	・事業委託料支援	

#### 【平成28年度実施状況】

##### ○三条市農業ボランティア事業

成果等:8月にボランティアを募集し、9月から事業を開始

取組:同様の事業を行っている他市を視察し、農業ボランティアの受入れ農家を確保後、農業ボランティアの募集を行った。

状況:9月から市内農家による農業ボランティアの受入れが始まっている。ボランティアからは「楽しく参加している。」との感想

##### ○農業里親制度

成果等:事業実施に至っていない。

取組:里親制度を行っている他県の取組を視察し、本市として制度設計を検討中

状況:他県の里親制度の仕組みは専業農家の育成事業である。本市は自給的農家、兼業農家、専業農家のいずれを目指す者でも対象と考えており、本市の取組方向に合う内容とする必要がある。 ※自給的農家とは、飯米自給等を主たる目的とする農家

#### スケジュール

主要施策	主な取組	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
ア 多様な農業者の確保	農業サポーター・里親制度の導入		事業開始	事業継続	取組の検証	

目的

地域農業の持続的発展に向け、それに必要な農業者の確保、農地の維持、営農体制の整備を推進する。

指標(H26→H32)

- 広域連携による農業機械利用活用農業者数 0人→20人
- 低コスト・省力化技術等の取組面積 H28年度中に設定

主な取組

イ 農業環境の変化に対応した営農体制の整備(別紙詳細参考)

主な取組	取組内容	県・市等の支援	実施主体
集落営農設立等地域営農再編整備	集落営農組織の設立や既存の農業法人、集落営農組織等の合併等地域再編を進める取組を支援	・県の指導により、集落営農設立や地域営農再編体制整備に向けた協議・検討支援	市 農業者等
食品産業等販路開拓支援	集落営農の設立や地域再編に向けた地域の農家の話し合いにおいて検討される、所得確保に向けた農産物等の販路開拓のための取組を支援	・先進事例の研修支援を行い、県の指導を受けながら、農産物等の販売戦略や販路開拓の取組の協議・検討を支援	
低コスト、省力化技術等の導入	地域の効率的な営農体制整備に向けた、低コスト、省力化技術等の導入のための取組を支援	・先進事例の研修支援を行い、県の指導を受けながら、農業機械の効率的利用体制整備のための取組の協議・検討を支援 ・低コスト、省力化技術等の導入に必要な農業機械・施設の整備に向けた国・県補助事業の活用を支援	
6次産業化の推進	集落営農の設立や地域再編に向けた地域の農家の話し合いにおいて検討される、6次産業化の推進に向けた取組を支援	・県の指導を受けながら、6次産業化の推進に向けた地域の協議・検討を支援	市 事業者 農業者等
農地集積の促進	地域の効率的な営農体制整備に向けた、農業の担い手への農地集積を支援	・県の指導を受けながら、農業の担い手に面的に農地を集積するための地域の協議・検討を支援	

【平成28年度実施状況】

成果等:取組の決定には至っていない。

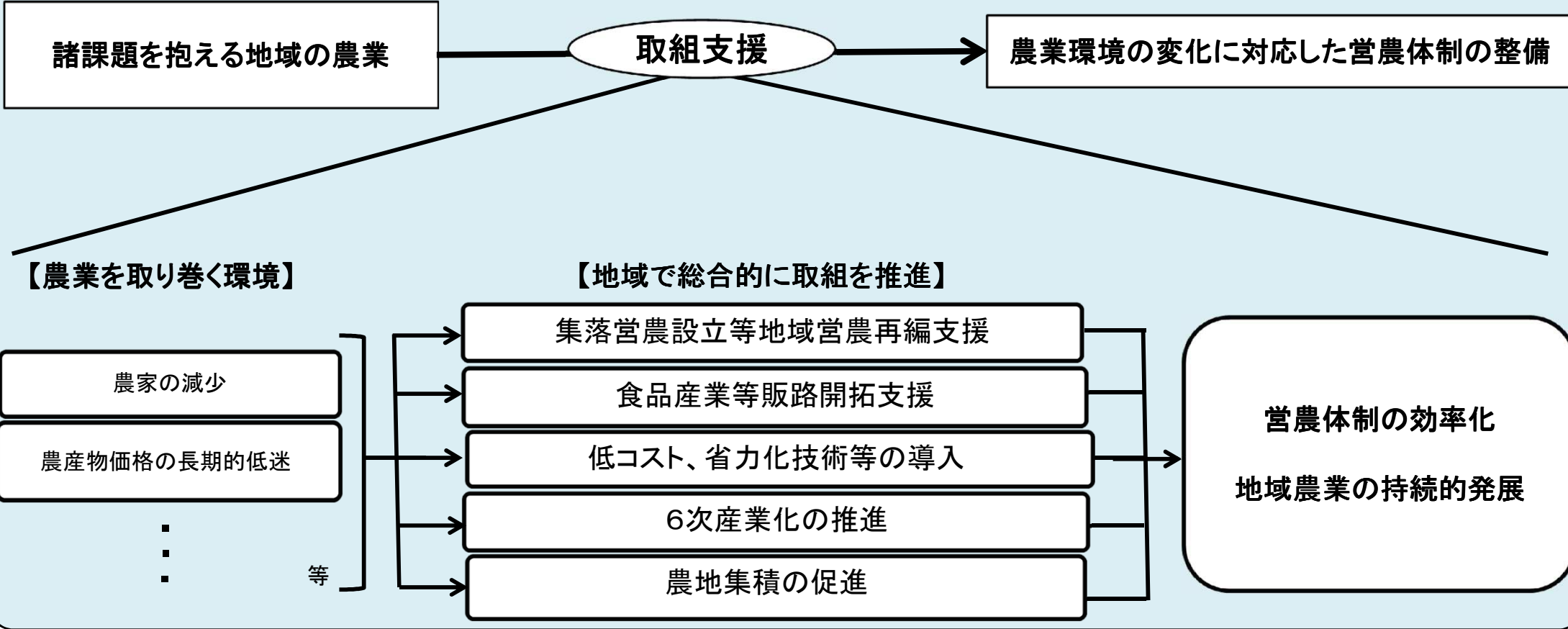
取組:先進事例の視察や研修等をふまえ、取組内容の検討を行っている。

状況:農業へのICT導入事例や農作業へのラジコンヘリコプターの活用事例など、様々な取組の検討を行ったものの、試験的導入の域を出ず、低コストにつながらない。他市町村事例を参考に検討していく。



主な取組

イ 農業環境の変化に対応した営農体制の整備



スケジュール

主要施策	主な取組	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
イ 農業環境の変化に対応した営農体制の整備	集落営農設立等地域営農再編整備	随時、集落営農等再編支援					
	食品産業等販路開拓支援				取組の検証		
	低コスト、省力化技術等の導入						
	6次産業化の推進	広域連携による農業機械利用活用等の取組を踏まえ推進					
	農地集積の促進						

### 3 持続可能な農業基盤の確立 (2) 地域農業の持続的発展 ウ 農業生産基盤の維持・向上

#### 目的

地域農業の持続的発展に向け、それに必要な農業者の確保、農地の維持、営農体制の整備を推進する。

#### 指標(H26→H32)

○ 多面的機能支払制度取組率 94.5%→94.5%

#### 主な取組

#### ウ 農業生産基盤の維持・向上

主な取組	取組内容	市の支援	実施主体
多面的機能支払制度等の取組の充実	農業者等が、国補助事業を活用して、国土保全や水源涵養、良好な景観の形成など、農地が有する多面的機能の維持・向上のための取組を行うもの。	・取組の充実のための研修会開催 ・市として事業費の1/4を補助	市 農業者等
土地改良事業等の計画的実施支援	土地改良区が、国補助事業を活用して農地の維持や農業用施設の維持・管理に向けた取組を行うもの。	・土地改良区が取り組む本事業の計画的実施を支援 ・市として事業費の10%を補助	

#### スケジュール

主要施策	主な取組	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
ウ 農業生産基盤の維持・向上	多面的機能支払制度等の取組の充実					
	土地改良事業等の計画的実施支援	国補助事業活用による支援				